

## ＝会 則＝

京都中・右京健康友の会（通称中・右京健康友の会）

### 第1条（名称）

本会は、「京都中・右京健康友の会」（通称中・右京健康友の会）と称します。

### 第2条（事務所）

本会の事務所は、京都市中京区西ノ京小堀池町3－4  
京都保健福祉の会都和のはな3階内におきます。

### 第3条（目的）

本会は、いのちと健康を守るための地域の自主的な医療住民運動組織としての活動を行います。また、会員相互の親睦と交流をはかり、「安心して住み続けられるまちづくり」の実現をめざします。

### 第4条（事業）

本会は、目的を達成するために、民医連の事業所をはじめ、民主団体、民主的組織と協力・共同し、次の活動を行います。

- ①会員の健康増進と、会員相互の親睦と交流をはかります。
- ②会員の医療要求の実現をめざす取り組みをすすめます。
- ③医療・福祉・生活向上のために各種相談活動を行います。

④反核・平和の運動、社会保障充実など、いのちと健康を守るための活動をすすめます。

⑤その他、会の目的を達成するための活動をすすめます。

### 第5条（会員）

本会の趣旨に賛同し、入会を申し込まれた個人で、入会金を納入された個人をもって会員とします。

### 第6条（総会）

総会は、会員をもって構成し、本会の方針と計画、会計及び会計監査の報告と承認、役員を選出、会則の変更などの重要事項を決定します。

総会は、年一回開きます。ただし、幹事会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができます。

### 第7条（役員）

1、本会に、次の役員をおきます。

会長 一名、副会長 若干名、事務局長 一名、事務局次長 若干名  
常任幹事 若干名、幹事 若干名、会計監査 二名

2、役員任期は、総会から総会までの一年とし、再任を妨げません。

### 第8条（顧問）

本会に、顧問をおくことができます。顧問は幹事会で推薦し、総会の承認を

必要とします。

#### 第9条（幹事会）

- 1、本会の事業を遂行するために、幹事会を設けます。構成は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、常任幹事、幹事とします。
- 2、幹事会は、総会に次ぐ決議機関とし、二カ月に一回以上開きます。

#### 第10条（常任幹事会）

- 1、常任幹事会の構成は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、常任幹事とします。
- 2、常任幹事会は、日常的な決議・執行機関とし、一カ月に一回以上開きます。

#### 第11条（事務局）

本会の、日常会務を執行するために、事務局を設けます。構成は、事務局長、事務局次長、ならびに若干名の役員とします。

#### 第12条（専門委員会）

本会の事業を豊かに発展させるために、幹事会のもとに専門委員会を設けます。

専門委員会は、担当役員および委嘱された会員によって構成します。

#### 第13条（班・支部）

- 1、本会の活動を強めるために、地域や職場に班を設けます。班は、班会議を開き、活動の交流を行い、諸事業を推進します。  
班には、班長または世話人を委嘱します。
- 2、班を基礎に可能な地域・職場に支部を設けることができます。

#### 第14条（班長・世話人会・支部長会）

会活動を豊かにし交流を深めるために、班長・世話人会・支部長会を適宜開きます。

#### 第15条（財政）

- 1、本会の財政は、入会金、寄付金、協賛金、事業収入等をもってまかなくします。
- 2、入会金は個人500円とします。

#### 第16条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとします。

#### 付則

本会則は、二〇一四年一〇月四日より実施します。

改定 二〇一六年十一月二十一日